

## 職員の処分について

職員の処分をしましたのでお知らせいたします。本件につきまして、市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

### 1 「職員の盗撮行為」に係る処分

項目	内容
処分を受けた職員	こども・若者未来局主任（保育士・30代）
事案の概要	当該職員は、令和4年11月25日（金）午後4時50分頃、勤務する保育施設の多目的トイレに盗撮目的でスマートフォンを設置した。このことにより、令和5年6月29日付けで、神奈川県迷惑行為防止条例違反で相模原簡易裁判所より罰金30万円の略式命令を受けた。なお、盗撮行為による被害者は確認されていない。
処分の内容	懲戒免職
処分年月日	令和5年8月8日

※当該施設においては、明日、本事案に関する保護者説明会を実施する予定です。

問い合わせ 人事・給与課  
電話 042-769-8213